

倉合ニ於テ其ノ旨令ヲ決定ス
 第七條 十作米ノ納入ハ毎年十二月二十日ヲ以テ
 期日トス但シ特ニ天候其ノ他ノ事由ニ依リ繰延
 ムル場合ハ地主ト協定スルモノトス
 第八條 耕作有耕作ヲ止メタル場合ハ無断ニテ小
 作权ヲ他人へ譲渡スル事ヲ得ス但シ地主ノ承認
 ヲ得タル場合ハ此ノ限リニアラス

(所張出岡福會調協)

昭和八年
 農村雜資料

財協 協調會 福岡出張所